

自治基本条例の見直し（総点検）の結果 概要

1 「自治基本条例の見直し（総点検）」について

自治基本条例は、厚木市の自治を推進するために最も尊重すべき条例であることから、規定内容がその時代に即したものであり、かつ分かりやすいものでなくてはなりません。そのことを担保するために「4年を超えない期間ごと」に自治の主体である市民の皆様から御意見を頂きながら、自治基本条例の見直し（総点検）を行う必要があります。

このような趣旨に基づき、自治基本条例の実効性をより高めるために様々な市民参加手続を行い、多くの市民の皆様から頂いた御意見を踏まえ、自治基本条例の見直し（総点検）の結果を取りまとめました。

2 検討経過について

厚木市の最も尊重すべき条例としてふさわしい内容となっているかアンケート調査や自治基本条例推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）への諮問、パブリックコメント等、市民参加による見直し（総点検）を実施しました。

社会経済環境
の変化

東日本大震災を始めとした大災害の発生
差別や偏見といった人権問題 等々



自治基本条例への影響
を検証

課題となりうる項目をあらかじめ抽出した「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針」（以下、「見直しの方針」といいます。）を取りまとめ、「**運用上の問題はないか**」、「**規定を改正する必要はないか**」について検討しました。

3 視点について

見直し（総点検）は次の視点で実施しました。

(1) 運用状況の評価の視点

ア 適正かつ十分な運用が図られているか。

イ 行政運営上の成果は上げられているか。

(2) 規定の見直しの視点

ア 立法趣旨に沿わない運用がなされている規定はないか。

イ 権利、役割、責務等が十分な内容となっているか。

ウ 行政運営の手法が現在の社会経済環境に適した内容となっているか。

エ 自治基本条例に新たに設けるべき事項はないか。

4 自治基本条例の運用状況の評価について

「推進委員会」による毎年の運用状況の点検結果を踏まえ、行政運営の改善や制度づくり等の取組を行ってきました。これまでの取組によって、適切な行政運営、市民参加及び市民協働によるまちづくりの推進が図られたことから、**一定の成果が得られているものと評価します。**

5 結果について

今回の見直し（総点検）の結果として、規定の改正は行わないものとします。

(1) 「見直し方針」に基づき、市民自治の更なる推進のために規定の改正の可否を検討したもの

ア 第20条 危機管理

・見直し方針 「見直しの方針」P.58 参照

現行の規定において、市長等の責務については事前の対策のみ規定している。東日本大震災等の大規模災害が頻発しているため、非常時における市長等の責務について、別途新たに規定するよう見直しをする必要がある。

・見直し結果

非常事態については、自然災害、感染症の流行、テロ事件といった事案ごとに対応が異なり、自治基本条例に新たに条文を加えるとしても、それぞれの事案発生時における市長等の責務を詳細に規定することは現実的ではなく、危機管理事案の態様に応じた各種計画等の策定を始めとした取組全般において、本条の趣旨を盛り込むことが重要であることから、本条については規定の改正は行わないものとします。

イ 第31条 審議会等の運営

・見直し方針 「見直しの方針」P.87 参照

これまで、本市では、特定の事項について審議等するため法律又は条例で設置された会議体を附属機関と、附属機関と同様の役割を担いながら要綱等で設置された会議体を「附属機関に類する機関」として運営してきた。

「附属機関に類する機関」については、近年、条例設置すべきであるという下級審裁判例が複数出ている状況を踏まえ、条例設置の附属機関とする見直しを行った。

これにより、「附属機関に類する機関」については、本市の執行機関には存在しないことから、本規定の文言等について見直しをする必要がある。

・見直し結果

「附属機関に類する機関」については、委員を公募で募り、市民の皆様御意見をお聴きする市民参加を目的に設置されたものがその多くを占めていたが、下級審裁判例を機に附属機関とすべきものは条例を根拠とする等の整理を行いました。

一方、「参加と協働の原則」を規定する自治基本条例に基づき、積極的な市民参加を推進していく中で、市民参加の手法については、今後これまでに無かった新たな手法が用いられるようになることも想定されます。そのような手法の中には、意見の聴取方法、会議等の運営方法によっては附属機関として明確に位置付けることができない会議体の設置が必要となる可能性もあり、本条を改正することにより、本市の市民参加制度の運用に何らかの影響を及ぼすことも考えられます。

こうした状況や推進委員会からの答申を踏まえ、本条の見直しについて検討した結果、市民参加制度の運用への影響が不明な中で規定を改正することは望ましくないものと判断し、現時点では本条については規定の改正は行わないものとします。

ウ 第40条 自治基本条例の改正

- ・見直し方針 「見直し方針」 P.112 参照

現在の規定は、改正内容を問わず「制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない」と規定されている。

もっとも、規定内容がその時代に即したものであるためには、規定の趣旨が変わらない軽微な改正については、通常の条例改正と同様の手続で行えるように見直しをする必要がある。

- ・見直し結果

自治基本条例は、自治の主体である市民の皆様、議会及び市長等が共有するまちづくりのよりどころでもあります。そのため、自治基本条例を改正するには、多くの市民の皆様の御意見を反映させる必要がありますが、自治基本条例の改正についても様々な類型が想定されます。

本条は、自治基本条例が本市で最も尊重すべき条例であることを担保するための規定であることから、安易に改正することは望ましくないこと、市民参加の手法については、制定時と全く同じ過程を経なければならないということではなく、改正の内容に応じ、また、その時々々の社会情勢にふさわしい市民参加の手法を用いればよいことから、改正の類型について個別に規定する必要はないものと判断し、本条の改正は行わないものとします。

(2) 逐条解説を改めるもの

ア「見直し方針」等に基づくもの

- (ア) 第2条 自治基本条例の位置付け 「見直しの方針」 P. 8 参照

- ・現在の逐条解説

第2項

第1項で最も尊重すべき条例と位置付けたことに伴い、この自治基本条例以外の条例、規則等の制定、改正、廃止及び運用に当たっては、この自治基本条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければならないことを定めています。

- ・見直し結果

より分かりやすい解説とするため、条例等の制定または改廃に際してどのように自治基本条例との整合を図るのかについて逐条解説を改めます。

- (イ) 第25条 行政手続 「見直しの方針」 P.72 参照

- ・現在の逐条解説

市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続について、あらかじめ明確なルールを設け、市民に示した上で、適正に行わなければならないことを定めています。この規定は、厚木市行政手続条例の根拠ともなる規定です。

(以下略)

- ・見直し結果

行政手続法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて、「処分等の求め」や「行政指導の中止等の求め」などの新たな仕組みについて逐条解説に加えます。

- (ウ) 第27条 行政処分等に対する不服への対処 「見直しの方針」 P.78 参照

- ・現在の逐条解説

行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、迅速かつ適正に対処するために必要な措置を講ずることを定めています。

(以下略)

- ・見直し結果

行政不服審査法が改正されたことから、同法の改正内容を踏まえて行政不服審査制度について逐条解説に加えます。

イ「推進委員会」からの答申等に基づくもの

- (ア) 第8条 子どもの権利、責務等 「見直しの方針」 P.26 参照

- ・推進委員会からの答申

市民の責務を負う子どもの範囲及び責務の具体的な内容が明確ではない。規定の対象となる子どもが読んでも理解しやすいものとなるよう、逐条解説の改正を検討されたい。

また、第1項で規定する子どもの権利と第2項で規定する子どもの責務は相対する内容となっていない。第1項は第2項よりも、子どもの権利を守るための環境整備について大人が負うべき責務について規定する第3項との関係性が深いと言える。そういったことから、本条項以外に規定の改正をする際には、第2項と第3項の順序を入れ替えることも併せて検討されたい。

- ・見直し結果

市民自治の確立のためには、将来にわたって継続してまちづくりの担い手を育成することが重要です。そうしたことから、将来に備えて子どもも市民の責務を負うこと及び大人にそのための環境整備を行うことを義務付ける本条は自治基本条例の根幹をなす規定であるといえ、本条については規定の改正は必要ないものと考えます。

なお、本条の趣旨を市民の皆様により分かりやすく伝える必要があることから逐条解説を改めます。

- (イ) その他 人権に関する社会環境の変化について 「見直しの方針」 P.17 参照

- ・推進委員会からの答申

自治基本条例が制定されてから8年が経過する中で、人権を取り巻く社会状況の変化として、性的少数者を表すLGBTという概念や、社会が多様性を受容するダイバーシティという概念が社会的に認知されてきている。

自治基本条例の規定そのものに、このような文言を規定することまでは必要ないが、市民自治の原則に基づき多様な市民がまちづくりに参加するために留意すべき考え方であるため、逐条解説で言及することを検討されたい。

- ・見直し結果

基本的人権の尊重については、日本国憲法第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定されていることと同様に、自治基本条例前文の第2段落で「個人として尊重され」と規定しています。厚木市の自治を推進する上で、人権を尊重することは最も基本的な考え方ですが、人権を取り巻く社会環境は時代によって変化することも事実です。そうしたことを踏まえて、市民の権利について規定する第5条等、人権に関わる規定の逐条解説について、近年の動向を踏まえて改めます。

6 今後の取組について

- (1) 市民参加の過程で市民の皆様から頂いた御意見を今後の取組にいかし、自治基本条例の実効性を高めていきます。
- (2) 答申内容及び見直し結果を踏まえ、市民の皆様により分かりやすく伝えるために逐条解説の内容を改めます。
- (3) 市民自治の更なる推進のため、市ホームページや広報あつぎ等を活用し、自治基本条例の更なる周知に努めます。